

いて康にをたを成る格教育
行な充重つ愛者な國の完
わ國ちんとしと家成の目的
な民たじび個て心及め
教け育身自勤人真びめ
基成と主労の理社ざ教育
本なきものと価と会の平
法ら期に精貴値正の平
なし健神任を義形和人

学校保健

財団法人 日本学校保健会会報
昭和33年9月1日発行(隔月1回1日発行)

編集発行
日本学校保健会
岩原 拓
東京都港区西久保
明舟町10番地
3785
電話 (50) 9974
振替口座東京 98761
印刷所 伊東進歩堂
東京都文京区東青柳町30
価額 1部15円(送料とも)



学校保健の画期的な振興を、期待する学校保健法は施行された。しかし、これを個々の学校において実施しようとすると、なかなか容易なことではない。校長さんも、保健主任さんも、法令を一読しただけでは手のつかない点がある。例えば、要護、準要保護児童生徒等の医療費補助を適正に処理するということひとつを取りあげて考えてみても直ちによくわかるであろう。学校では要保護、準要保護の児童生徒だけを対象にした健康診断をやつているのではない。従つて、各学校が適正な実施をするためには、相当突込んだ学校保健法令の研究をしなければならない。しかも、校長さん、保健主任さんだけがよく分つていても、うまくいかない。学校医さん、養護の先生にも知つてもらわねばならない。いや、その前に地方教育委員会の方によく知つていてもらわないといけない。学校保健の法律と困難なことが起る。現在、都道府県の教育委員会を中心とする学校保健法令の研究が旺盛に行われているが、一日も早く、地方教育委員会を中心とする研究、学校を中心とする研究を一層旺盛にしなければならない。何しろ学校保健の法律というの問題である児童生徒の災害補償ある

以上のような学校保健法令の研究は遅かれ早かれ関係者全員が行わなければならぬわけであるが、そのような機会に、学校保健の今一つの問題である児童生徒の災害補償ある

議しているところであるが、ときには事故、傷害は、今後ますます重要となつてくる。農村にも恐ろしい農薬がある。学校安全への熱意をますます高めていただきたい。

時評 学校保健法の施行と学校安全

いは学校安全の問題の基本的な解決についても、併せて研究協議していくべきなものである。この問題はすでに早くから学校保健関係者によって真剣に取りあげられ、国会でも衆参両院の文教委員会が、すでに政

△時評・学校保健法の施行と学校安全 1
△学校保健法実施の動き、全国各地で講習と研究協議 2
△学校保健法施行に伴う予算要求額 2
△保健主任の職務内容 2
△保健室の備品 2
△学校安全会の法制化、児童生徒災害補償法案(仮称)の概算要求 3
△児童生徒の災害事故状況 3
△小学校学習指導要領体育改訂案 4
△中学校保健体育改訂案 5
△地方だより 6
案 6
△中学校保健体育改訂案 7
△小学校学習指導要領体育改訂案 8

第二十七号目次

議してある。原子力の時代であるが、ときはなつてくる。農村にも恐ろしい農薬がある。学校安全への熱意をますます高めていただきたい。

学校保健法実施の動き

全国各地で講習と研究協議

旺盛な活動で本格的軌道に乗る

学校保健法の公布は、去る四月十九日、同法施行令の公布は六月十日、同法施行規則の公布は六月十三日、同法令の施行についての次官通達は六月十六日、同法令の施行の実施基準についての局長通達も六月十六日に出された。一方、五月二十八日既に文部省は全国都道府県教育委員会の学校保健主管課長を東京に招集、上智会館において学校保健法、同法施行令案、同法施行規則案の要点について説明協議を行い、法の趣旨徹底に発足した。統いて、六月十一日長野市における関東甲信越静の都県教育委員会の学校保健主管課長会議を手始めとし、全国地方ブロック別主管課長会議を開催し、学校保健法同法施行令、同法施行規則について趣旨徹底の説明協議を行つた。すなわち東北、北海道地方ブロックについては六月十三日青森市において、東海北陸近畿地方ブロックについては六月十六日名古屋市において、中国四国地方ブロックについては六月十八日山口市において、九州地方ブロックについては六月二十日別府市において同じように行われた。さらに文部省は、都道府県教育委員会学校保健関係職員を東京国立競技場会議室に招集、八月十五、同十六両日につたつて、学校保健法令施行に伴う事務処理について講習を行つた。

また、学校現場への学校保健法令の趣旨徹底のため、小学校、中学校高等学校の校長、保健主事の全国各县代表者を東京上野科学博物館講堂に招集、八月十二、同十三、同十四の三日間にわたつて、講習を行つた（指導者講習会）。なお、この講習会に参考した保健主事の協議会が同講習会の終了後自主的に行われ、保健主事の制度が確立した機会を足場として、各县毎の組織を確立し、今秋の全国学校保健大会等の機会を活用して、全国的に組織を整備強化し、充実した活動を展開するよう申しあわせた。

学校保健法施行に伴う予算要求額決まる

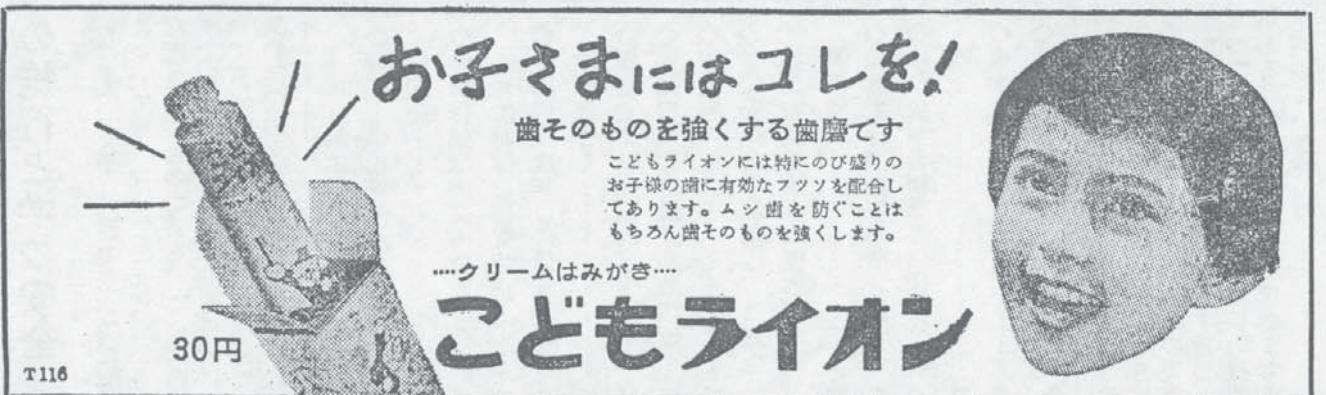
保健主事の職務内容

- | | | | | | |
|-------------|---|---|---------------------|---------------------|---------------------|
| (h) 基づく事後措置 | (i) 児童、生徒の健康診断の結果に | (j) 学校環境衛生検査 | (k) 学校環境衛生の維持及び改善 | (l) 児童、生徒の健康診断 | (m) 予防措置 |
| (h) 健康相談 | (i) 小、中、高等学校には、必ず保健主事が置かれることになったのであるが、文部省としては、その主なる職務内容として次のようなものが考えられるとしている。 | (j) 左記の事項についての具体的な実施計画を内容とする学校保健計画の立案に当たり、及びその実施の管理に当る。 | (k) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ | (l) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ | (m) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ |
| (h) 健康相談 | (i) 小、中、高等学校には、必ず保健主事が置かれることになったのであるが、文部省としては、その主なる職務内容として次のようなものが考えられるとしている。 | (j) 左記の事項についての具体的な実施計画を内容とする学校保健計画の立案に当たり、及びその実施の管理に当る。 | (k) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ | (l) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ | (m) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ |
| (h) 健康相談 | (i) 小、中、高等学校には、必ず保健主事が置かれることになったのであるが、文部省としては、その主なる職務内容として次のようなものが考えられるとしている。 | (j) 左記の事項についての具体的な実施計画を内容とする学校保健計画の立案に当たり、及びその実施の管理に当る。 | (k) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ | (l) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ | (m) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ |
| (h) 健康相談 | (i) 小、中、高等学校には、必ず保健主事が置かれることになったのであるが、文部省としては、その主なる職務内容として次のようなものが考えられるとしている。 | (j) 左記の事項についての具体的な実施計画を内容とする学校保健計画の立案に当たり、及びその実施の管理に当る。 | (k) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ | (l) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ | (m) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ |

もせず、校長、保健主事を対象に学校保健法令の趣旨徹底の説明協議を行つてある県、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭を対象に技術的補足説明を加えて講習を行つてある県など、さまざまのしかたで、県内、地区別あるいは全県集中的にあつついで行われてゐる。

て、へき地学校保健管理費補助金計上を行い、その要求額を決定した。それぞれの予算要求額の内容は次の通りである。

昭和三十四年度概算要求額(体育局学校保健課)単位千円、括弧内は前年度対比増
児童生徒及び教職員の保健管理に必



保健室の暫定最低基準坪数

児童数一千人の小学校では七坪必要

学校保健法第十九条の規定によつて学校には保健室を設けることになつたが、この保健室の広さについて文部省は暫定的に次のような最

△保健室の暫定最低基準坪数
一、義務教育諸学校施設費国庫負担法に基き国庫負担の対象となる校舎の基準坪数

高等學校	保 健 室	生徒	生徒一人当り	中学校										小学校									
				児童生徒数	人当り坪数一、二坪	人当り坪数一、三坪	人当り坪数一、四坪	人当り坪数一、五坪	人当り坪数一、六坪	人当り坪数一、七坪	人当り坪数一、八坪	人当り坪数一、九坪	人当り坪数一、一〇坪	人当り坪数一、一一坪	人当り坪数一、一二坪	人当り坪数一、一三坪	人当り坪数一、一四坪	人当り坪数一、一五坪	人当り坪数一、一六坪	人当り坪数一、一七坪	人当り坪数一、一八坪	人当り坪数一、一九坪	人当り坪数一、二〇坪
				一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	一、五〇人	
				二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	二、五〇人	
				三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	三、五〇人	
				四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	四、五〇人	
				五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	五、五〇人	
				六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	六、五〇人	
				七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	七、五〇人	
				八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	八、五〇人	
				九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	九、五〇人	
				一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	一〇、五〇人	
				一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	一一、五〇人	
				一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	一二、五〇人	
				一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	一三、五〇人	
				一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	一四、五〇人	
				一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	一五、五〇人	
				一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	一六、五〇人	
				一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	一七、五〇人	
				一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	一八、五〇人	
				一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	一九、五〇人	
				二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	二〇、五〇人	

また、保健室の備品については、最低次のものを備えることになつてゐる。

△一般設備
机(診察用および事務用)、椅子(診察用回転いすおよび事務用いす)、寝台、まくら、毛布、脱衣かご、長椅子(児童生徒等の待合用)、器械棚、器械台、診察用器械箱、消毒用噴霧器、煮沸消毒器、酒精綿容器、乳鉢および乳棒、薬匙、手洗鉢および台、石けん容器、薬

のではあるが、この基準では充分の保健活動は行われないであろうとしている。従つて、各小・中・高等学校においては、この基準を示したものとして、この基準以上の施設を講ずることが望まれるわけである。

△救急処置および疾病の予防処置用
せつ子、雑用鉄、止血帶、副木、携帯用救急器具一式、担架、洗眼瓶、洗眼受水器、点眼瓶および点眼瓶、眼鏡、瞼盤、歯科用いす、スピツン、エンジン、ハンドピースコップ、卓上綿花ガーゼ容器、卓上汚物容器、器械皿、卓上ガスバーナー、気銃、剪刀、尖刃刀、抜歯かん子、抜歯挺子、剔削用器具アマルガム充填器一式、セメント充填器一式

△環境衛生検査用
オーガスト寒暖計、気象常用表、照度計、水質検査用器具、塵埃計、炭酸ガス定量器
△環境衛生検査基準案進む
学校保健法により学校の環境衛生の維持改善は、学校薬剤師の担当すべき職務となつたが、日本学校薬剤師会では文部当局の意向に従い先般から「学校環境衛生検査基準案」の検討を進めていた。同基準案は既に大体の成案を得たので、近く文部当局と最終的な再検討を行い、その結果は、文部当局から全国関係筋に実施を指導することになる予定。

文部省学校保健課長塚田治作
同課長補佐 深谷敬三 共著

学校保健法の解説

— 実務指導を中心として —

本書は、從来学校教育における盲点とも言われていた学校保健の画期的振興を図るうとする学校保健法の制定実施に当たり本法立案の衝にあつた塚田課長、渋谷課長補佐が、学校保健関係者のため平易に解説した実務指導書であり、是非座右におかれたい名著である。

A5・三〇〇余頁、定価300円(税込)

御申込は第一法規出版株式会社(東京都港区芝琴平町三一)

よい子の健康を守る
お子様用総合ビタミン

ポポン末液
25g 280円・100g 900円・15cc 300円



一番新しい…効果の優れた

虫下し

- ▶蟲がよく下りる
- ▶絶食が要らない
- ▶下剤も要らない
- ▶副作用がない

バキッソン錠



20錠 100錠

高学年での保健教育改善

小学校學習指導要領「體育」改訂案

文部省では、来る十月一日実施を期して、小学校学習指導要領体育改訂案および中学校保健体育改訂案の準備を進めていたが、このほど大体の原案をとりまとめた。それによるところ、次のように学校保健法実施に即応して保健教育の改善に相当重点をおいており、注目すべき内容を有している。

生活における健康、安全について基礎的な事項を理解させ、これを日常生活において実践する態度や習慣を養う。

い姿勢。悪い姿勢に比べて、この間に、悪い姿勢のきよう正のしかたを理解する。

第一目標

4、健康、安全に留意して運動を行う態度や能力を養い、さらに保健の初步的知識を理解させ、健康な生活を営む態度や能力を育てる。
（中略）目標4については各学年を通じて、各種の運動の実践にあたつて必要な健康、安全に関する態度や能力の育成に努めるとともに、特に第五学年以上において健康な生活を営むために必要な保健に関する初步的な知識を得させら

（2）身体の発達状態や健康状態について理解させるとともに、日常生活における健康異常の状態などについて理解する。

に限る。夜甚

第二、各学年の目標および内容 (第五学年)

1、目標

(5) 自己のからだの発達や健康状態について関心をもたせるとともに、身近な日常生活における健康、安全についての初步的な理解をもたせる。

について理解させ、健康異常に注意する態度を養う。

ア、健康診断の結果に基いて、自己の身長、体重、胸囲、座高を知り、また他人や同年令の者と比較し、自己のからだの形態的な発達状態を知る。

イ、健康診断の結果に基いて、自己の視力、聴力の状態、疾病異常の有無などの健康状態について知

2、

G、体育や保健に関する知識

(1) 健康な生活 身近な日常生活

をそこなわないように注意したりすることの必要に気づく。

ウ、肺活量、背筋力、握力、基礎的運動能力などの測定の結果に基いて、自己のからだの機能の現状を知り、運動がこれらの機能の向

予防に注意し、定期的に検便を受け、虫卵があつたときは、駆虫に努めるようとする。

病の症状や感染経路を知り、その予防には、からだや衣服の清潔が大切であることを知る。オ、トラホームの症状や感染経路について知り、その予防に努める。力、食中毒の症状や主なる原因について知るとともに、その予防には、ねずみやごきぶりの駆除、食品の保存に注意すること、加熱して食べることなどが必要であることを知る。

キ、赤痢の症状を知るとともに、

みやすい
甘い綜合ビタミン

強力
ビタベビー

第一製薬 東京日本
円 300銭 750円

ニチバンの 創 創 高

簡単な応急手当ができるようになります。
ア、交通事故、遊びや運動の事故その他日常生活における事故の原因と予防のしがたについて知り、また安全についての規則を理解し必要に応じて安全についてのきまりをつくる。

イ、やけどの原因と予防のしかたを知る。

環境衛生の理解を深める

|| 中学校保健体育改訂案(抜萃) ||

第一、目標

- (1) 健康・安全について理解させ、自己や他人を病気や傷害から守り、心身ともに健康な生活を営む態度や能力を養う。
- (2) 傷害とその防止について理解させ、傷害の防止や救急処置に必要な態度・能力・技能を養う。
- (3) 環境の衛生について理解させ、これに基いて適切な環境の衛生的な処置を行う態度・能力・技能を養う。
- (4) 心身の発達の状態を正しく理解させ、これに基いて心身の健全な発達を図ろうとする態度や能力を養う。
- (5) 栄養について理解させ、望ましい食生活を営む態度や、能力を養う。
- (6) 疲労と学習や仕事の能率との関係について理解させ、これに基いて学習や仕事を健康的に行う態度や能力を養う。

二、内容

(1)

傷害の防止

ア、傷害とその防止 骨折、脱臼

ねん挫、創傷、火傷などの傷害の種類や原因について理解させ、傷害の発生の防止に努めさせる。

イ、事故災害とその防止 交通事故、労働災害などの現状や原因について理解させ、事故災害の発生の防止に努め、また、事故災害の発生した際の応急措置が適切に行えるような態度や能力を養う。

ウ、救急処置 傷病者でのたときの取扱や傷の処置、止血法、包帯法、人工呼吸法などの救急処置のしかたを理解させ、また救急処置の目的や限界を知り、救急の場合に、適切な処置ができるようにする。

(2)

環境の衛生

ア、環境と心身との関係 環境衛生の意義と必要性や環境の条件の心身に及ぼす影響などについて知らせ、環境と心身との関係について理解させる。

イ、環境の衛生検査 水質検査、

気温・気湿・気流の測定、換気の

測定、じんあい・煤煙・一酸化炭素・炭酸ガスの測定の方法とそれ

ぞの衛生基準について理解させ

る。

ウ、環境の衛生的な処理 水の簡易ろ過、保温、防暑、採光照明などの衛生的な維持改善や汚物・廃棄物の処理、ねずみ族・こん虫の駆除、消毒法について理解させ、家庭生活などにおける環境の衛生的処理が適切にできるようにする。

(3)

心身の発達と栄養

イ、心身の発達に影響する条件

心身の発達は、遺伝、内分泌、病気、栄養、運動、労働、環境などにより影響を受けることを理解させ、自己の心身の発達を図ろうとする態度を養う。

ウ、栄養の基準と食品の栄養価

年齢別、性別、労作別の栄養基準や食品の栄養価を理解させ、健康の保持増進の立場から、食品の選択や栄養障害と食生活との関係について考えさせ、食生活の改善に努める。

(4)

指導上の留意事項

「(2)環境の衛生」については、学校および地域における実情も考慮して指導する。

(5)

第一、目標

(6)

病気とその予防について理解させ、病気の予防に必要な態度や能力を養う。

イ、集団の健康について理解させ、個人の健康成立の条件や健康の考え方について理解させ、これに

ア、伝染病および寄生虫病とその予防 赤痢、腸チフスなどの消化器系伝染病、結核などの呼吸器系伝染病、その他の伝染病および寄生虫病の病原体、感染経路、症状およびその予防などの大要について理解させ、伝染病および寄生虫病の予防に必要な生活を実践する態度を養う。

イ、循環器系の疾患とその予防

高血圧、狭心症、慢性リューマチ性心臓疾患などの循環器系の疾患の原因、症状およびその予防などの大要について理解させ、循環器系の疾患の予防に努めさせる。

ウ、呼吸器系の疾患とその予防

気管支炎、肺炎、気管支ぜんそくなどの呼吸器系の疾患の原因、症状およびその予防などの大要について理解させ、呼吸器系の疾患の予防に努めさせる。

エ、消化器系の疾患とその予防

胃炎、腸炎、胃かいよう、胃拡張症、十二指腸かいよう、虫垂炎などの消化器系の疾患の原因、症状およびその予防などの大要について理解させ、消化器系の疾患の予防につとめさせる。

オ、その他の病気とその予防

精神経症その他の精神系の疾患、職業病、じん臓病、中耳炎、アデノイド、慢性副鼻腔炎などの耳鼻咽喉疾患などの原因、症状およびその予防などの大要について理解させ、これらの病気の予防に努めさせる。(以下略)

測定、じんあい・煤煙・一酸化炭素・炭酸ガスの測定の方法とそれ

ぞの衛生基準について理解させ

る。

ア、伝染病および寄生虫病とその

予防

赤痢、腸チフスなどの消化

器系伝染病、結核などの呼吸器系

伝染病、その他の伝染病および寄

生虫病の病原体、感染経路、症状

およびその予防などの大要につい

て理解させ、伝染病および寄生虫

病の予防に必要な生活を実践する

態度を養う。

イ、心身ともに健康な生活を営む態度や能力を養う。

疲れをとり
体力をつくる!

総合ビタミン剤

ミネビタール

30錠・100錠

三共株式会社

産前・産後と
発育期のお子様に

総合ビタミン・カルシウム剤

ミルカル錠



120錠400円
300錠800円

地方だよ!!

学校歯科衛生講習会 日光で開く

学校保健法の規定に基いて実施する学校における歯科衛生について研修の機会を設け、その資質の向上を図るべく文部省および栃木県教育委員会の主催で学校歯科衛生講習会が来る十月二十二日、二十三日の二日間、日光市の田母沢会館(旧御用邸)で開かれる。

会議は、第一日午前に「学校保健法の概要について」塙田文部省学校保健課長、「学校保健法と学校歯科衛生について」竹内光春東京歯大教授の各講義が行われたあと第一日午後および第二日は次の事項について研究協議が行われる予定である。

△研究協議

- 1、就学時健康診断における歯の検査とその事後措置について
- 2、児童、生徒、学生および幼児の健康診断における歯の検査について
- 3、児童、生徒および幼児のう歯の予防処置について
- 4、児童、生徒および幼児の歯の健康相談について
- 5、学校歯科医の職務について
- 6、保健室について
- 7、その他

教員保養所運営協議会

文部省体育局学校保健課では、去る八月二十八日から三十日まで三日間、北海道洞爺湖温泉の北海道教員

保養所で、教員保養所運営協議会を開催したが、全国各都道府県から関係職員が多数出席、文部省側の「学校保健法の規定による学校の職員の

結核に関する健康診断の実施について」の説明および北海道大学名譽教授井上善十郎氏の講演を聴いたほかに次の協議事項について検討し、さら

一、協議事項

- ア、教員保養所の管理運営について
- イ、各都道府県教育委員会および各教員保養所提出の諸問題について
- 二、研究発表

学校保健法の説明協議会

文部省体育局では、学校保健法の施行に伴う各都道府県教育委員会の関係官に対する趣旨徹底のための説明協議会を(1)学校保健法について(2)学校保健法施行令について(3)学校保健法施行規則について(4)学校安全会その他のについての四項目を議題として全国各ブロック別に次の日程により関係官を集めて開催したが、非常な成功を収めた。

- (1) 東海、北陸および近畿地区(長野県)
六月十一日、十二日
- (2) 関東甲信越静地区(青森県)
六月十三日、十四日
- (3) 北海道および東北地区(青森県)
六月十六日、十七日

△中国および四国地区(山口県)

六月十八日、十九日

△九州地区(大分県)

六月二十日

△関東甲信越静養護教員研究集会

二十一日

第九回関東甲信越静地区養護教員研究集会

両日わたり長野市第一市民会館およ

び長野市城山小学校を会場として一都十県の関係者が出席して開かれ、研究発表、班別研究および講演が行われたが、なお次の研究課題について協議が行われた。

一、学校における傷害を防止するには、養護教員はどのようにしたらよいか

一、健康手帖の活用を有効にするには、養護教員はどのようにしたらよいか

一、健康手帖の活用を有効にするには、養護教員はどのようにしたらよいか

近畿養護教育研究協議会

第十一回近畿養護教育研究協議会は、去る八月十七、十八の両日、和歌山県高野町の高野山小学校で開かれた。次は、次の研究発表が行われたが、「現在の教育下における養護教諭の執務について」班別研究協議会がもたらされ、「現在の教育下における養護教諭の執務について」班別研究協議会がもたらされた。

高岡善人、佐々木志郎、宮田尚之の三氏を発起人として、かねて準備が進められていた国立大学学校保健医連絡協議会の第一回会合は、去る八月十六、十七の両日、京大薬友会館保健診療所で開かれ、次の諸件について協議したが、文部省からも塚田学校保健課長が出席した。

一、身体検査(定期、入学時、卒業時)について

二、日常の健康管理について

三、その他

△研究発表

関東甲信越静保健主事研究集会

関東甲信越静学校保健主事研究集会は、去る七月二十六、二十七、二十八の三日間、群馬県水上町の水上中学校で開かれたが、参加者三百名におよび、班別研究、研究発表、特別講演に極めて盛會であつた。

現在の教育下における養護教諭の執務について(大阪市、小学校)中学校における初潮指導(滋賀県中学校)本校における健康教育(兵庫県、高等学校)――以上口頭、現在の教育下における養護教諭の執務について

務について(京都府、中学校)同(京都市、小学校)手洗いの実態調査とその対策(神戸市、小学校)養護教諭の担当すべき健康教育について(奈良県、小学校)現在の教育下における養護教諭の執務について(和歌山県、高等学校)――以上紙上



大正製薬

体位を向上させる!

高単位総合ビタミン剤

ビタリゲン

東京都豊島区 大正製薬株式会社